主 文

原判決を破棄する。

被告人を懲役4年6月及び罰金30万円に処する。 原審における未決勾留日数中120日を上記懲役刑に算 入する。

上記罰金を完納することができないときは,金5000 円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

理由

東京地方裁判所は、平成17年5月2日、被告人に対する窃盗、出入国管理及び 難民認定法違反,窃盗未遂被告事件について,第1の1ないし4として,窃盗,窃 盗未遂の事実,第2として,「被告人は,中華人民共和国の国籍を有する外国人で あり、平成15年6月5日、有効な旅券又は乗員手帳を所持しないで、同国から航 空機で千葉県成田市所在の新東京国際空港に到着した者であるが、そのころ同所に 上陸した後引き続き平成16年10月6日まで東京都内に居住するなどし、もって ,本邦に上陸した後引き続き不法に在留したものである。」旨の出入国管理及び難 民認定法違反の事実を認定した上,法令の適用として,第1の1,3,4の各所為 は刑法60条,235条に,第1の2の所為は同法60条,243条,235条に それぞれ該当し、第2の所為は、行為時においては平成16年法律第73号による 改正前の出入国管理及び難民認定法70条2項(1項1号,3条1項1号)に,裁 判時においてはその改正後の出入国管理及び難民認定法70条2項(1項1号,3 条1項1号)に該当するが,これは犯罪後の法令によって刑の変更があったときに 当たるから,刑法6条,10条により軽い行為時法の刑によることとし,第2の罪 について所定刑中懲役刑及び罰金刑を選択し,以上は同法45条前段の併合罪であ るから,懲役刑については同法47条本文,10条により刑及び犯情の最も重い第 1の4の罪の刑に法定の加重をし、罰金刑については同法48条1項によりこれをその懲役刑と併科し、その刑期及び金額の範囲内で処断すべきものとし、その他関係法令を適用して、「被告人を懲役4年6か月及び罰金50万円に処する。未決勾留日数中120日をその懲役刑に算入する。この罰金を完納することができないときは、金5000円を1日に換算した期間、被告人を労役場に留置する。」との判決を言い渡し、同判決は、平成17年5月9日、確定した。

しかし,上記第2の罪の刑は,刑法6条,10条により,軽い行為時法である上記改正前の出入国管理及び難民認定法70条2項,1項の刑によることとなるが,同条項は,その刑について,「3年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金に処し,又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。」と規定していたから,原判決の罰金刑は法定刑を超過しており,原判決は,法令に違反し,かつ,被告人のため不利益である。

よって、刑訴法458条1号により、原判決を破棄し、被告事件について更に判決することとし、原判決の確定した事実に原判決の適用した各法令を適用し(刑種の選択を含む。)、その刑期及び金額の範囲内で被告人を懲役4年6月及び罰金30万円に処し、原審における未決勾留日数の算入につき刑法21条、換刑処分につき同法18条、原審における訴訟費用の不負担につき刑訴法181条1項ただし書をそれぞれ適用し、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官井内顯策 公判出席

平成17年12月2日

最高裁判所第二小法廷

 裁判長裁判官
 滝
 井
 繁
 男

 裁判官
 津
 野
 修

 裁判官
 今
 井
 功

 裁判官
 中
 川
 了
 滋

 裁判官
 古
 田
 佑
 紀